

宋代禪刹の形成過程

——十方住持の法制化——

金井徳幸

序

宋代の禪刹の周辺には、解明すべき多くの問題を残している。就中、十方住持制と甲乙住持制の内容や実態については、不明なことが多い。

宋代の禪寺院の成立には、行遊僧が密接に関係する。師を求めて諸方を巡り歩く行遊僧を「十方僧」と呼び、これを迎容する寺院を「十方居」と称する。宋代禪刹の成立は、「十

方居」すなわち「十方寺」の成立の問題である。その実体について、最も典型的に核心に迫る同時代の記事がある。先ず当序章において、その内容を紹介したい。
大袖の塗人、帰するが如く、劍處に環食して、疎親を問わざる者、之を十方人と謂う。一戸室を闇^とじ、居して家食し、更相子弟と為る者、之を甲乙と謂う。甲乙は道の當に非ざるなり。朝廷の法は、人情によりて人を治す。大約擾動を欲せず、而して之を卒要するに公を以てす。故に制して曰う、其の徒、十方居に為さんことを願う者は、之を聽^ひす、と。近世稍^{だい}に請う者有り。公道の勝りて徒の相嚮すればなり。

崇德（県）は、余杭と嘉興の両間に介し、邑の東北十里、林木蔚然として美し。福嚴院その下に在り。……皇祐庚寅の歲（仁宗皇祐二年1050）、主者志洪、その属僧を率い、十

方^{かた}に為さんことを願う。縣これが為に郡に告し、郡謹んで朝廷の法を用い、即ち之を許す。その年七月、縣、令して

仏には二道無く、未だ禪律有らざるに、道異なり徒別して、而も居亦判つ。崇扉、闖然として鐘^と鼓和す。円頂

に、次のように書かれている。

「至元嘉禾志」卷二十六、崇德縣（浙江省）「福嚴禪院記」

て曰う、式を継ぐ、と 成・式は禪者にして、皆十方居よ

り出ず。招納を論議するに中りては、皆公道に戻らず、而してその徒之に帰す。人、その道の勝りて徒の帰するを睨みて、衆く亦嚮う。鐘鼓して食し、斧斤して居す。人に求めれば皆樂然として之を与う。……嘗て院の甲乙たりし時に遊びしに、像殿・聚堂、苔沿し、甃隕圮し、坫支えず。後三年、式の時に遊びしに、前の艸菜則ち蘭若、前の瓦礫則ち金碧たり。地特に勝れるには非ず、人始めに尚きには非ざるも、道の公にして、之を主する者、亦才なればなり、……時至和二年（仁宗 1055）八月一日、宣德郎試大理評事権雄州防禦推官陳舜俞記す。

ここでは、前段で厳しい修業の場である禪刹と、掛搭する行遊僧を抽象化して、述べており、この剣処（禪刹）に円頂途人（行遊僧）が帰するが如く受け容れられ、環食して、疎親を問われないとし、この客僧を「十方人」即ち十方僧と明確に言及している。そして、「十方居」にすることを願い出た時は、朝廷の「公」の法にのつとり、処理された。後段の具体例に見られるように、この朝廷の法は、条文化したものではなく、知県は、知州に申請し、知州が朝廷の「公」の方針を謹用して、許可し、知県が住持を差しているのである。公道すなわち公の仕方で任用された住持が、成・式・権の禪僧で、成・式は、それぞれ「十方居」出身であつたことが分

る。

右の如く、十方居すなわち十方寺にすることと、その維持運営の住持差充が同時に開始されたことが示されている。そして、その任命は、知州・知県が係つてることが知られるのみで、まだ、完備された制度となつていない。後節で言及する如く、仁宗朝皇祐年間（1049～1054）前後から、法制化に向かつたようと思えるのである。

十方人・十方僧の「十方」の意味について、無著道忠禪師は、『禪林象器箋』の序で、住持任用方法の形態から、「諸方」と解し、裕師（寺説）の「十方一切僧」の見解に疑問を投げかけている。『禪苑清規』卷八、「龜鏡文」は、「寺説」の見解と同じく、僧は凡俗となく十方に通会して、いるのであるから、招提は、客僧を分別輕厭してはならない、と言つてはいる。北宋の陸佃⁽²⁾も、十方衆を寺院に延する、と言つてはいる。道忠禪師の見解をとられるのが、高雄義堅氏⁽³⁾である。氏はこの十方を諸方に解され、住持が寺内に適任者のない時、他寺・他郡内から選定したからだ、とされている。この見解は、「十方住持法」成立後の後期の考察から出発したためと考へる。高雄氏は、十方住持制が江南・湖南道・両浙地方の山門の躰式に依拠しているとし、山門の躰式とは、何の意味なのか、頗る明瞭を欠く、と述べられている。筆者の見解では、この制度の淵源は、禪刹本来のあるべき姿、すなわち十方人を受

容し、これに十全に対応している十方居というその本質にある。そのため十方居の運営に当る人材が選定される制度が、生まれていったのである。十方人（十方僧）と十方居（十方寺）の相互関係の、この両者の緊張関係の中から、必然的に、十方住持制の任用方式が整備され、それが法制化されて、「慶元條法事類」にのせられている条文に進化したと考える。

そして、十方僧と十方寺は、行遊する禅の衆僧と、禅刹に置き換えることができるという論点に立脚する。

※拙稿、宋代禅刹の住持差充とその周辺——僧の遊行と庶民の信仰——、『永島福太郎先生卒寿記念論集』、禅文化研究所紀要』第二二六号、二〇〇二、一二、二三。

一、行遊僧の雲集

各地を巡り、禅の本義を求め、それに応える師を探し、遠路遍歴する行遊僧は、宋代の社会の中で、その数は非常に多くなった。一たびその師に巡り合えば、多くの行遊僧がここに雲集した。そこに寺院の形成を見るのである。例えば、『宋高僧伝』卷十三、『習禅篇三ノ六』に、

唐東京封禪寺円紹伝、釈円紹（811～895）

紹は常に禅徒を聚めんとし、その迫窄を患う、……時に檀施臻萃つて、倏ち巨院と成る。擁納（僧侶）の流、数百に盈つ。紹は、南能の深趣を極む。時に參學の衆、むらが

つて且つ繁し。

とあり、禅刹成立の原型が、ここに見られる。契嵩撰、『鐸津文集』卷十五、「秀州資聖禪院故和尚勤公塔銘」に、

皇祐初、嘉禾太守聰公厚載聞其風、率郡人遂命領徒于此。

更十有二年而秀之人無賢愚男女風德大化。法侶趨其会者不下數百、精廬完葺僧儲充備。而秀有禪居、自和尚興起也。

とあり、秀州（浙江省嘉興県）では、仁宗の皇祐の初（1049）から嘉祐年間にかけて、禪宗寺院が興起していることは注目しなければならない。民国『湖北通志』卷百一、金石十「隨州大洪山崇寧保壽禪院十方第二代楷禪師塔銘」に、

政和八年（1118）夏五月、天下衲子輻輳雲萃、不遠千里而来。……樞密劉公奉世、捨俸金買芙蓉湖田、築室延師、四方衲子歸之、俄成叢林、……在大洪禪子至一千、……曹洞宗至是大振。

とあり、北宋末、全国規模で行遊僧が輻輳し、处处に雲集していたことが知られる。彼等は、千里の移動も厭わなかつたという。楷禪師の許に四方から到来し、にわかに叢林が形成された。雲集せる衲子の数は、二千にも達した。そこで曹洞宗の興隆をみたというのである。李綱撰『梁谿集』卷百三十七、『雪峯了禪師、得法于丹霞、……楷伝曹洞宗旨、……（了公）

今開席于雪峯、學徒雲集、從之者常千五百余衆、叢林之盛、

所未曾有、……紹興四年（1134）歳次甲寅一月朔序。

とあり、ここでも学徒千五百という多数を抱え、大叢林になつたことが知られる。

孫覲撰『鴻慶居士集』卷二十一、『撫州（江西省）曹山宝積院僧堂記』に、

長老了如、少年學道、得出世間法、事仏齋衆、嚴整如官府、……而四方之游者日至、食指千余、倍蓰他日。……紹興二年（1132）記

とあり、この文も、禪院形成の本質を知らしめるものである。事仏・供食が官府の如く行われており、四方からの行遊僧が毎日到来し、食を供することが、百人余り、他日より五倍にもなつたという。

寺院の成立が行遊僧との関係で考えられなければならない理由は、南宋禪の特質から当然であるにしても、宋代社会の中で、行遊僧を含め僧の絶対数が極めて多かつたということが、大きな要因となつていたのではないかと思われる。北宋末から南宋初にかけての人、祖無折の撰になる『童学文集』卷七、「蔡州（河南省）新建學記」に、

況んや都邑・村落の下、横衣髡首の伍、居する所、市の如し。

とあり、紹興二年（1132）の進士貞蒂撰の『湖山集』卷一にも、吾が邑、縉徒浩浩として雲海の如し、と詠じている。遡つて

咸平（988～1003）の進士穆修の『穆參軍集』卷下、「亳州（安徽）法相禪院記」に、

仏の宮、其徒群栖す。而して旅集の多き者、数百人にしてこれに居す、その朋、既に繁にして常ならず。

とあり、当時の禪寺院の一般的傾向をうかがわせるものである。多くの行遊僧が群をして、来聚して、その数は、数百人としている。しかも、繁にして常ならずとあれば、掛搭か旦過か区別が不可能になつてしまふのではないかと思われる。北宋末から南宋初の僧、釈惠洪は、その『石門文字禪』卷二十一、「普同塔記」で

宣和二年（1120）……余歎じて曰う、叢林の衰えるや、諸方皆僧を軽んじ、それ多くして食に^{ゆきま}碧ることを厭う。空印既に堂宇を成し、浩然として、江河の極まることなきが如く至る者を必ず納む。それ僧を敬い、法を荷するの心、至れりと謂うべし。

という。叢林に大河の流れのように、後から後から、絶え間なく行遊僧が到来した様子がよみとれる。これを十分に受け容れられた寺院、その対応に苦慮した寺院、これらの状況が髣髴とする。

二、十方住持と法制化

天聖二年（1024）の進士である余靖撰『武溪集』卷九、「韶

州（廣東省）月華山花界寺伝法住持記】に、

月華山者、招提、惠朗禪師演法之地也。……其徒光政繼主其院三十年、真宗皇帝即位改元之歲（998）、賜寺額曰花界。四年（咸平四年1001）、光政因衆命、以院讓道尋、再為什方居。……長老琳公、景祐元年（1034）、以州命而戶之。……余則以國命・州命・衆命・凡有所宗者、七世焉。

とあり、十方寺になるには、國命と州命と衆命による住持任用があつたことを言つてゐる。國命とは所謂勅差である。州命は、最も一般に広く行われた知州による選任である。衆命というのは、一定のものがあつたと思われないが、檀越や地域の有力者達による任用であろう。この文は、撰者余靖が、後述するところの住持任用制度の法制化が、或る程度進んだ頃の視点から、分類整理したものであろう。従つて、住持任用の仕方から、「什方居」になるという書き方をしている。ここでの咸平四年の衆命による任命方式は、原初的形態をうかがえる点に注目したい。

建昌軍（江西省）南城県の人で、仁宗皇祐（1045～1053）の初に、薦を以て大學助教を授かつた李翹撰『吁江集』卷二十四、【太平興國禪院十方住持記】に、

縣茲立大精舍、聚徒說法、以衣鉢相傳。授居無彼我、來者受之。嗣無親疏、能者當之。諸祖既沒、故崇山廣野通都大城、院稱禪者、往往而是庸俾邪妄無識、……護其法者、

有非其人。或以往時叢林、私於院之子弟、閉門治產、誦經求利、堂虛不登、食以自飽、則一方之民、失所信嚮矣。通人高士疾之、茲久而未克以澄清。……聖上莅阼、休聞釈部之欠、因詔、……當採人以主之、意將補罅漏鋟榛蕪、使宗門愈高大。則建昌軍（江西省）太平興國禪院、復十方住持者、奉此制也。……今年夏、主者元皓病物故、時侍禁馮君德宣、光祿寺丞李君虞卿同權軍政、深惟天聖（仁宗1022～1031）詔書、求可以長是院為人師者。粵有桑門上首耆老識達之士、相與謀曰、嘗聞、建安（福建省）崇儼師、得法於石霜楚圓和尚、巡礼所至、學者圍繞、師避而不行、今在邇、抑可以致之乎。因列名以挾郡……後至升堂之日、會者万計。……景祐三年（1036）秋九月也。

とあり、この文の表題には、「太平興國十方禪院住持記」と書かれているのではなく、「太平興國禪院十方住持記」とある。このことは、特に意味があると考える。この文の冒頭に、居を授くるに彼我無く、来る者は之を受く。嗣ぐに親疏無く、能くする者がこれに當る、と述べる。正にこれこそ十方寺院の真髓である。これを失つていて、「十方」が付かず、太平興國禪院とだけになつてゐるのである。そして、十方禪院に復するため、「能する者がこれに當る」住持を差充した顛末の記ということである。すぐあとに記されている、護法者がその人に非ず、院の子弟を私し、門を閉ざし、產を治

し、誦経して利を求め、食に自飽し、住民の信嚮する所を失わせる、とあるのは、十方禪院の開かれた公的な場とは、正反対である。仁宗皇帝は、仏教界の欠陥を体験し、そこで制詔を以て、人を抜んで住持とせよ、と言い、このことは、宗門の愈々の高大たることを助長するためであることを明言している。続いて文中に、建昌軍（江西省）の太平興國禪院が、十方住持に復するは、この制みことのりを奉ずればなり、とあり、景祐三年（1036）夏、主首元皓が物故すると、侍禁の馮徳宣と光

禄寺丞の李虞卿は、共に建昌軍の政事に携つていたので、深く仁宗の天聖詔書を惟い、人師たり得る住持を求めたのである。それでは、住持はどのようにして抜ばれ、任用されたのであろうか。それは、この時、実際に行われた内容によつて明らかにされる。即ち、二人の建昌軍の政事に携つていた者の采配で、識達の士が相謀りて、名を列して州に推舉した、ということである。後には、治州が中心に采配することになつたりするが、基本は同じである。即ち、府州の長が先ず采配を開始し、複数の然るべき人物の推挙があつて、そして適任者が住持とされる。後に整備されていくこの任用方式が始まることをうかがわせる。以上のような住持任用方式が始動したことによつて、「十方住持法」「十方住持制」という任用制が発生している。最初に問題にした「十方住持記」という表記も、この間の推移があつて、用いられたものと考

える。『慶元條法事類』卷五十、道釈門、住持に、「諸寺觀改充十方住持云々」とある条文も、同じ用いられ方である。以上の經緯からみても、十方住持というのは、本来の「十方寺」の在方に戻すための住持採用法ということであつて、そこから十方が來ているとみる方が自然である。

禪院記

洪州分寧県（江西省）の人、治平（1064～1068）の進士である黃庭堅撰『山谷集』卷十八、「太平州蕪湖縣（安徽省）吉祥禪院記」に、
及（季）昇有吳國、名院曰永壽云。其後僧紹熙、焚巢毀像埽地幾盡。天聖初（1023）、知縣事太常博士董黃中逐紹熙、以授僧自元、而院中興。景祐（1034～1037）大饗帝明堂、賜院名吉祥。元之徒繼主事者、曰可曼、亦有道行、……曼死、其弟可云、可暹敗簾寺居、略如紹熙時、鍾魚不鳴、像設風塵。（原文闕）知縣事晋陵胡宗質、開封李士高、始以呂中士大夫・耆老之願、起宣州（安徽省）廣教禪院僧慶余伝法住持。蕪湖未嘗有十方院、又蕪廢、不可措手、人以為興之難、而余以元豐八年（1085）五月二十八日、來就法席、是日竹筍弥山、人以為瑞……故邑人動心焉。

とある。知縣事董黃中が、紹熙を逐一、自元に住持を授け、院が中興した。しかし、その後自元の徒弟可曼が後を継ぎ、更にその徒弟可云・可暹が継承していくうちに、寺は敗簾して、始めの紹熙の状態に戻ってしまった。そこで、時の知縣

事胡宗質と開封の李士高の采配で、県の士大夫と耆老の願い、即ち推薦であろうが、これを受けて、僧慶余が住持になつたのである。蕪湖には、いまだ嘗て十方院がなく荒廢して、手をつけることができなかつた、とあることは、甲乙的徒弟継承法が行われていたためである。十方住持方式が採用されて、十方院が創造されいくことが、この事例によつて明らかにされる。制度化された十方住持方式が独り歩きして、この方式を採用することによつて、逆に十方居が出現してくる。

『山右石刻叢編』卷十三に、「興化寺牒」（在山西省解州）を載せる。日付は、仁宗嘉祐三年（1058）十二月二十四日である。碑文は欠落した部分が多くて、意味不明な箇所が多い。文中に「將興化寺作十方住持」とあり、「子弟甲乙住持者、許終本身後官為選名行僧十方住持」と記された部分がある。最後に「今若改作十方住持、委得經久頤便候 勅旨」と結んでいる。興化寺に十方住持法が導入されたことを示している。甲乙住持者の死後、官が名行ある僧を選んで、住持にすることを許したものと思われる。十方住持が制度にまで完結した状況を、この興化寺牒は示している。それが僻遠の山西省の解州であることが、広域的な施行であることを示している。右の碑文にあるように、十方住持が甲乙住持と対置されると、甲乙住持の縫の狭い住持継承と、十方住持の人材を抜ぶ広がつた住持採用法の際立つた差異が鮮明に印象づけられるの

で、本来の「十方」の意味が、「四方」即ち諸方から適任者を選定するというよう理解されるようになつたと思われる。次の例がそれに該当する。

『武溪集』卷七、「韶州樂昌縣（広東省）宝林禪院記」に、惟茲宝林之衆、屢易師長、而莫能興葺、以延四方。計使鄒公覃、遠聽博採、得師於虔（江西省虔州）之慈雲、遂迎以來、俾尸其衆。時景祐三年（1036）也。……來者掛錫而如帰。

とあつて、宝林禪院の僧衆は、師長を屢々易えたが、興葺できなかつた。そこで四方から招くことにした。計使である鄒覃が、遠く広く求めて、虔州の慈雲寺に師を得て、この韶州樂昌県の宝林禪院に住持させた。その結果、来る者掛錫して帰するが如き禪院に変化したのである。即ち「十方寺」の実現である。後掲『慶元條法事類』卷五十五、「道祚令」の中で、十方住持に改変するのを許可する条件として、「不能興葺者」という条文があるが、この記文にある「莫能興葺」は、全く同じ文言である。

『乾道四明図經』卷十、鄭伯撰「妙勝院十方記」に、

明州定海県（浙江省）有禪院、曰妙勝、距州城三十里、瀕海之上、環水之中、居處卑陋、而有風濤漂注之慮。五代清泰中（934～936）、居人姚綰、始以其地易而新之、遂能避其患、而衆安以處也。其徒以籍相傳、房居而族食、凡百有四

十余年、而院之存者、無幾矣。熙寧五年（1072）、其徒以力不能勝而爭訟以起、於是衆列狀告於州、願為十方住持。州下其狀於僧司、使集衆以拳所知、而衆皆以淡交者忴州。凡兩上其狀、而始獲請淡交居之。數年而四方之人、始知有妙勝矣。……元豐三年（1080）三月望日記。

ある。妙勝禪院では、僧徒が代々繼いで、仲間内で閉鎖的に生活していた。百四十年余も過ぎ、院の中の物も殆ど無くなつた。能力の不足した僧ばかりで、争い事が起きた。そこで、彼等は、州に状告して、十方住持と為すことを出願した。州はその状を僧司に下し、衆を集めて、知れる所を推挙させた。衆は淡交なる者を挙げ、州の命に応じたのである。そして、二度、淡交に申入れ、始めて淡交を妙勝院の住持に迎えることができた。その結果、四方の人は、妙勝院の存在を知るようになつた。ここでは僧司によつて集められた衆が、誰を指しているのか述べられていない。しかし、この住持選定には、幾つかの注目されるべき点がある。先ず表題が、前述のように、「十方妙勝院記」となつておらず、「妙勝院十方記」となつてゐることである。これは文中にもあるように、恐らく甲乙住持で、閉鎖的に仲間集団で百四十年以上も過し、衰滅直前になつた妙勝院を、十方住持法を導入することによつて、十方寺院として、再生させた経緯を述べたものである。次に州と僧司が連繫して衝に当つたこと。僧司によつて衆が

集められ、推選するように命ぜられていること。これらは、次に掲げる『慶元條法事類』卷五十、道糸門一、住持、「道糸令」に極めて近似している。

諸多方寺觀住持僧道闕、州委僧道正司、集多方寺觀主首、選舉有年行學業、衆所推服僧道、次第保明申州。州審察定差、無即官選他處。為衆所推服人、非顯有罪犯及事故、不得替易。即本雖甲乙承統、其徒弟願改充十方者聽。無人繼紹、或毀壞寺觀、不能興葺者、准此。仍申尚書禮部。

右の甲乙承統と記された前の文は、十方寺觀の住持が闕した場合の住持補填の方法が、最も完備した法制として、規定されている。十方僧のために十分機能している十方寺に関する条文である。それ故、同じ十方寺觀の主首が集められて推薦しているのである。十方寺觀の住持は、顕らかな罪や事故の無い場合は、替易してはならないと規定されていた。甲乙以下の条文は、十方住持法を導入する条文である。前掲宝林禪院・妙勝院に当嵌るものである。即ち、両院は、甲乙の承統となつてゐるとみられ、正にその徒弟によつて十方への改充が出願されている。そして、妙勝院では、慶元條法事類の道糸令とほぼ同じように、僧司に委任され、衆が集められてゐる。僧司によつて集められた、推薦者になつた衆が、どのような人々であつたかは定かでない。

十方住持法は、治州の裁量で行われることから、複雑な手

続きを踏まずに、治州が単独に決めたこともあつたと思われる。このことは、蘇軾が杭州の通判であった時に、甲乙で住持せよという祖師の約を廢して、径山の住持を任じているなどの、一連の選定に表われている⁽⁵⁾。このように唯甲乙住持継承法でない、というだけの、広がりを含んだ住持任用法が「十方住持法」として觀念されるようになつたとみえる。

【武溪集】卷八、『江州廬山重修崇勝禪院記』に、

崇勝禪院、江南李氏乾德二年（964）、所建也。……景祐初（1034）、久虛禪席、於是州將而下僉議、列刹、廣詢法王之器、授之猊座。遂得今禪祖珂師焉。寺之故居庳陋、不足容四方之來。一日珂師言于衆曰、……一切諸善皆由信起、不有莊嚴何能起信、……衆聞是說、皆翕然從風、其堂皇殿闈、

序闈管庫之不如制者、一皆新之。……其徒之至者、寢干斯、食干斯、聞干斯、思干斯、……慶曆五年（1045）月日記

とあり、ここに知州以下の僉議によつて、広く法王の器が詢ねられて、とあるのは、庄宿された表現ではあるが、十方住持法が適用されたものとみる。その結果、崇勝院の住持に珂師が迎えられた。以前寺は疲弊して、四方の僧徒の來たるを収容することができない状態であつた。しかし、珂師が着任すると、その徒の至れる者は、寝と食と修業が充足可能になつたのである。

寺院には、都邑の大刹もあれば、僻村の小寺もある。また、

中位の充実した寺院もある。これらに統一的な法制が実施されたとは思えない。次の例は、法制の枠には納まらないが、充分十方住持法制の実施と見做すことができる。そしてその結果は、「十方僧」の雲集をみている。『金石統編』卷十七、【宋方山昭化禪院政禪師行狀記】に次のようにある。

方山昭化禪院政和尚姓羅氏、太原府平晉縣古城北洞子鎮人、通華嚴經。……熙寧五年（1072）、南遊諮參、至潤州甘露寺、依廣照禪師。……元祐初（1086）、至西京大字院、看藏經。縣郭三社与山前六村善友、全狀經官陳述請師住持、官從之。師受請至、紹聖中（1094～1097）開墾山田、建下莊院一所、歲收蕎粟千斛、淨侶雲集、鳴魚擊鼓、无待於外。……此地旧名神福山、今賜号方山寺稱昭化禪院。

県郭の三社と山前の六村の人々が、官に状申して、政和尚を住持に請い、許可された。政和尚が到ると、山の畑を開墾し、蕎粟を年に千斛収穫するようになり、「淨侶雲集」したと言ふ。政和尚は、学識からいっても、彼等に十全に應え得る高僧であった。

次に十方住持法が施行されていつた時の問題点について検討したいと思う。『勅修百丈清規』によれば、寺院で住持を欠いた時、寺院の知事僧が要請して始まり、新住持を迎えるに際しては、知事僧には種々の役割があり、そして、新任住持僧と知事僧との間に、問題が生じることが多かつた。新住

持が正しく選ばれ、正当に差充されたのであれば、寺院の知事僧等との軋轢は回避されたであろう。この問題に触れたものとして、「名公書判清明集」卷十一、「人品門」、「争住持」に、呉雨巖⁽⁷⁾の判案を載せる。

僧家以無爭為三昧、以知事而越經本司、訴住持僧、此自不当与之施行、又何必押下県、禁獄追対。牒南康軍（江西省）径自区處、申。但州郡差住持、若或出於私、則人必不服、此是根源。知郡賢明、所差必公、當無此慮。

知事僧が本司即ち路の監司に越訴して、住持僧を訴えたのである。住持僧が県に護送されるや、路は南康軍に対し、すぐに処理するよう牒し、具申させた。ここで「州郡、住持を差すに、若し或は私に出すれば、則ち人必ず服さず、此れが是れ根源なり、知郡、賢明にして、差する所必ず公なれば、当に此の慮無かるべし」とあるのは、十方住持法制の根幹に触れたものである。即ちこの住持任用は、「公」を以つてする以外にはあり得ないことを明言している。十方僧と十方寺の在り方から、發生した十方住持法制。ここに貫徹するのは、公という基本理念であった。

釈善珍⁽⁸⁾撰「藏叟摘藁」下巻、「跋趙大監請愚谷住法石書後」に、

法石、二十年間、主僧更代不一、類非本色、寺日入於壞。

前守趙大監一日集諸禪主首曰、法石壞於暗封久矣、欲革斯

弊、非得江湖名衲子不可。某等退而擧三人、愚谷元智其一也。時愚谷謝事常之芙蓉、居靈隱為第一座、有声棲林間。守……亟馳書招致。寺僧咸謂、泉取浙二千里余、如費何。某謀之曰、昔以暗封、今以公擧、計道路費、視暗封、不能十之一、何患焉。愚谷至、衆果悅服、未二年、百廢具舉、云云。

とあり、福建泉州の法石禪寺は、二十年間屢住持が交代した。そして彼等は、大率本来の面目ある人でなかつたので、寺は日々蕩壊した。そこで前治州の趙大監が、諸禪寺の主首を集めて言うには、法石寺は、住持の暗封によつて廃壊することが久しい。これを革めるには、江湖の名僧を差充しなければ不可である、と。そこで善珍らは、承つて三人を推挙した。愚谷元智はその中の一人であつた。時に愚谷は、浙江省杭県の靈隱寺の第一座となつていて、叢林の間に声望があつた。太守は書を送り、招致しようとした。この時、法石寺の僧が皆謂うには、泉と浙は二千里も離れている。この費用をどうするのか、と。そこで善珍は言つた、昔は暗封、今は公擧を以てする。暗封によつて蒙る損失に較べたら、道路費は十分の一にもならない、と。果して愚谷が迎えられ、住持になると、寺衆は悦び服して、二年も経過しないうちに、諸々の弊害が改善した。

右の法石禪寺は、住持の暗封に因つて、廃壊して久しい、

と言つてゐる。不正な差充が行はれていたことを暗示している。ここに治州の采配によつて、諸禪寺の住持が集められ、推薦が行われた。三人の候補者が挙げられ、その中から一名

愚谷元智が選ばれたのである。招集された禪寺の首領が、十方禪寺の首領であれば、法石禪寺は、十方禪寺であつて、『慶元條法事類』の条文にも合致する。しかし、このところは不明である。また、ここで僧官が介在したかどうかは記されていない。ここでは、いざ十方住持法の実施によつて、住持を迎える場合、その寺院による旅費の経費負担があつて、円滑に実現できないことが知られる。

『慶元條法事類』の条文では、十方寺觀に住持を任用する時、僧道正司が、十方寺觀主を集めて、推舉させ、これを保証し、州に具申することになつてゐた。しかし、僧官即ち州の僧正司^⑨が、十方住持法の運用面で重要な役割を果すことになつてゐるのに、實際例の叙述が非常に少ないようを感じられる。これには何か特別な理由があつたのであらうか。『名公書判清明集』卷十二、「徵惡門」、「姦穢」翁浩堂¹⁰の判案

「僧官留百姓妻反執其夫為盜」として、次の如き記事がある。
僧行滿訴呂千乙盜己之物、呂千乙又訴僧行滿閥留其妻。盜物、留妻、情理俱重、兩詞未知虛實、自合由東縣追会供証、從公定斷。……又用趙祕閣衛名封狀、仮作親書小帖、乞免追僧。使寓貴果於庇此妖僧、……豈有一僧閥留百姓之妻、

不伏出官、却又執其夫為賊之理。此是有天無日世界。知县若復曲徇、当何面目見吏民乎。

僧官行滿は、呂千乙が己の物を盜んだと訴え、呂千乙は、僧官行滿が妻を拘禁していると訴えた事件を巡るものである。行滿がその地位を利用して、役所にも出頭せず、追求を逃れている様子が描かれている。また、『夷堅丁志』卷十四、「武

唐公」に、

武唐公者、本閩州（四川省）僧官、嗜酒亡賴。嘗夜半出扣酒家求沽、怒酒僕啓戶遲、奮拳搘其胸、立死。踰城亡命、迤邐至台州國清寺、自称武道人。……建炎中卒於国清。

とあり、州の僧官が酒を嗜み、無賴で、殺人を犯し、亡命している。宋末元初の周密撰『癸辛雜識集』上、「尼站」に、臨平（浙江省・臨平鎮）明因尼寺、大刹也。往来僧官、毎至必呼尼之少艾者供寢、寺中苦之。於是專作一寮、貯尼之嘗有違澑者、以供不時之需、名曰尼站。

とあり、大刹明因尼寺に往来する僧官は、必ず若い尼を呼んで夜伽をさせた。寺ではこれに苦しみ、別に一寮を建て、尼の違澑者を貯え、不時の需めに応じた、という。このような事例のみによつて、軽々に結論は出せないが、僧官が、修行の場である僧寺の中心たるべき住持の選定に、何等かの関りをもつとすれば、当時の僧官のこれらの行状は、その職責と

あまりにも懸離れていると言わざるを得ない。

それでは、最も中心的な役割を担つた治州はどうであつたであろうか。歐陽澈撰『歐陽脩撰集』卷二、「秦議」下、上皇帝第三書に、

臣又觀天下應僧寺、多田者、或至百頃、而養僧不逾百員者有之。故凡諸路大禪刹、多者為奸猾之僧、賂賄監司郡守、而求住持、……而不養僧衆者有之。

とあるように、肝腎の知州に賂して、住持になつた者もいた。同じく朱熹は、知台州の唐仲友を彈劾した文の中で、唐仲友が腹心の同郷の僧と、住持に関して不正に係つた事實を挙げている。即ち、『朱文公文集』卷十八、「按知台州唐仲友第三

状」に、

一、仲友自到任來、……其弟妓與心腹人吏住持鄉僧等、內外相通、同共請托取受貨賂、不可勝計。

一、本州新報恩寺、元有住持僧、誣以他罪逐去、却請鄉僧介登來此住持、早晚出入宅堂、伝度閑節、凡五縣僧寺、易換住持、幾遍、尽是介登保明乞差、通同接受貨賣、每處必數百緡。

とあり、台州の新報恩寺の住持僧に罪を被せて、これを逐い、代りに腹心の同郷僧介登に住持させた。州下五県の僧寺の住持を易えたのは、介登の保明と要請に依るもので、互にしめし合せて販売し、その額は、一處数百緡であつた、と言う。

天聖二年（1024）の進士余靖は、前掲『武溪集』卷九、「筠州（江西省）洞山普利禪院伝法記」で、次のように言う。

近世分禪律為二學、其所居之長、禪以德、律以親、而授之以德者、選於衆、而歸之者亦衆。

禪寺院の住持は、衆から選び、ここに帰集するのも、また衆である、と言い、禪が徳で住持を授けているのに対し、律は親である、とする。抽象的ではあるが、律寺と禪寺院の住持のそれぞれの本質と相異点を適確に指摘している。

律寺には、この「親」ということ、即ち、先ず住持が甲乙繼承法によつて、閉じられた狭い一家的範囲で繼承されいくこと。次にこの住持を中心的に、徒弟僧たちが、やはり一家のよう縛つて、排他的に自己の寺院の經營に精出し、安居して、教化などに欠けることがあつた。宋代には、それを極端に表現し、律寺を、「蠻蠻之封疆、狐兔之窟穴」（『至元嘉禾志』卷二十三、法喜寺政十方記）などと言つてゐる。

律寺院から禪寺院への改変は、どのような理由で行われたのであらうか。紹興三十年（1160）に、施州（湖北省）の通判に任じ、眉州（四川省）の知州を歴任した晁公遡選『嵩山集』卷五十、「定慧院記」に、

今樂（四川省樂山県）溫（四川省溫山県）有浮圖祠、曰定

慧、其先以律自名用之、以却四方之士、而保其環廬之田、以庇其室、至於長子孫而襲居焉。非徒不能化其民、而又甚也。……今若易律而禪、求具名德者、令說法資衆、以表率之、其於佐教化者宣易也。……於是上之即位十二年（1142）、郡守得請於朝、命吉祥寺僧了鹽統其徒。

とあり、律は、四方の士を却け、寺領田を保全し、その僧室を庇護し、世襲的に住持を継承していく、民の教化も不能の状態になっていた、と言う。そこで、律院から禅院に転換し、名徳ある者を迎えるべく、この問題が解決するとし、知州が朝廷に申請して、吉祥寺の僧了鹽を住持に迎えた。律寺が陥る典型的な悪弊で、このための改善策が採られた。

謝逸撰『溪堂集』卷七、「上高（江西省）淨衆禪院記」に、淨衆之号、治平（1064～1066）天子（英宗）始賜焉。世以父子繼主院事、其徒雖被褐右袒、而行如飄儻、飽食煖衣、懷晏安之耽、而不虞牛後之禍。……邑大夫李侯、以其姦狀、聞於府。而曹使君麗其罪於法、杖其背、而黜之、一境大悅。

又請于朝、以其院為禪林、而授法席於長老順公、順公得法於大愚言禪師、蓋有道之士也。……庶幾不負曹使君革律為禪意。大觀二年（1108）九月十五日記。

とあり、淨衆院は、英宗によつて、賜額された律院であつた。父子を以て世襲的に住持を継承し、その徒は、僧でありながら、惡賢い仲買人のようで、飽食煖衣していた。県の大丈夫

侯は、その姦状を府に訴えた。知府曹は、その罪を法に照らして、その背に杖し、之に黜した。また、院を禪院に改め、順公を住持とした。順公は、曹知府が律を禪に革めた意図に背かなかつた、と言う。

蘇軾に推挙されたが、元符（1098～1100）末に、遂州（四川省）に謫された李新撰『跨鼈集』卷十七、「九華禪寺記」に、九華寺……其徒以律為家、私鑿戶牖、若蟻穴蝶瀛然……行券責償無一法、……元祐丁丑（1097）、太守楊公慶基、上章叩礼部、請革為禪、邦人講詞、願得文禪師、主法席。

とあり、九華寺の僧徒達は、律を以て家とし、寺屋に勝手に戸口や窓を穿ち、蟻穴の虫のように住んでいた。経済上も約束を守らず、周囲に害を与えた。知州楊慶基は、律寺であるこの九華寺を禪寺に革め、邦人の請願もあつて、得文禪師が住持に据えられた。

以上の例にも見られるように、律寺は、一家のようになつて、蓄財に長け、一方禪寺は、これと異なる宗教上望ましいあり方をしているという見方が当時あつたようである。李綱（1083～1140）撰『梁谿集』卷八十九、「表劄秦議」五十ーに、

臣竊觀、近降指揮、禪林僧徒貧病不能貼納者、先以常住代支、統令拘收還納自非出。自聖慈曲加矜恤、何以及此。然臣竊謂、僧徒中、有財利者、多是律僧、嘗生与俗無異、雖重取之、何所不可。其禪林僧真實學道人、一餅一鉢、隨時

粥飯、往往無余。今使之貼納、非惟貧病無自而出、亦有害其學道之心。聖慈既加矜恤、許令常住代納、固已深慰物情。伏望特降指揮、委州縣体究實係貧病無可貼納之人、令本寺常住代支、更不拘收還納、庶幾學道之流得以安心淨業、此亦仁政之一端也。伏乞睿察。

とあり、貼納錢をめぐる興味ある記述である。禪林の僧は、真実學道の人で、一鉢一鉢、その時々の粥飯で、ぎりぎりの生活を送っている。貼納錢には、常住の代納を許し、更にその後の納付も免除して欲しいということである。一方律僧は、財利有り、生を営むは俗と異ならず、これから重取することは、何ら差支えない、と言っている。紹興九年（1139）に司勲員外郎に任せられ、知衢州を歴任した張嵲撰『紫微集』卷二十四、〈論和糴〉「第二劄」に、

竊見、近降給換度牒指揮、律院貼納錢十貫或十五貫、限半年内。……禪院一等貼納錢五貫、限本年内。……其西北流寓僧道尼女冠、一等貼納錢三貫、限一年。

とあり、贍軍の費に充填された貼納錢は、律院が一番重く、一僧十貫文、あるいは十五貫文、しかも期限は半年内である。一方、禪院は、一等の住持でも五貫文、期限は一年であつた。⁽¹³⁾

前掲李綱の奏議が勅許され、実行されたことが分る。

『琴川志』卷十三、「勝法禪寺新十方記」に、

勝法寺……謂之律寺、至和初（1054）、有寺僧以稔惡刃人、

於其間敗焉。……邑宰中都桑公病其他習以為常、始議十方之名、請更于郡、郡守大卿呂公然、其為即符于邑、從民欲也。會今長老深公……棲止于蘇、一公協心、命交疏。一之日重門洞然、二之日羣居歸然、……法堂中嚴、繚垣外固、雲集方來之侶、日熏香積之供。里人聚瞻之曰、昔狡穴而今道場、昔濁流而今淨土。……嘉祐三年（1058）九月陸綰記。

蘇州勝法寺が、律寺から禪寺に易えられた過程が示されている。ここでは、この律寺は、不都合があつて敗壞した。そこで知県桑公は、この律寺の状態を心配し、十方之名を議した。この十方の名を議したとあるのは、先ず十方律寺にすることを図つたようとにれるが、表題に「勝法禪寺新十方記」とあるように、十方住持法を適用し、律寺から禪寺に易えた經緯を示した記文である。治県桑公は、州に申請し、治州の呂然は、県に認可し、県の里民の希望にも副つたのである。たまたま僧深公が蘇州に来たので、知州と知県の二人は、心を協せて、住持に迎え、禪寺に転換することを実現したというのである。方來の侶が雲集したということから、十方禪寺に名実共に移行していることがうかがえる。

甲乙住持繼承法は、所謂非法の繼承法ではなく、公認された繼承法である。唯この繼承法の負の要素が、弊害を生み、問題となることが多かつたようである。特に律寺に於いて行われた繼承法であつたため、律寺の家族的な纏りと相乘効果

のような作用で表面化したのであるまいか。禪院に一時的に甲乙制が採用された例を、次に示してみたい。釈宝曇撰

『橘州文集』卷五、「惠安院復十方禪院記」に、

惠安為古禪苑、中更甲乙、人自齋斂於其間、故郡侯吏部岳公為聞諸朝、復還旧物。待制紫微陳公力与振存之。其徒纍纍猶有患失之拳、今之太守殿撰高公大卿洞視其原、誅其尤無良者、故浮議恬然以定、……今惠安孤湖山之右、宮室園觀皆具体而微、健稚鼓鐘一新於前日。住持性公、從吾先大慧游久矣。偏見方外老宿……紹熙三年（1192）七月休夏日、

橘洲老衲寶曇記。

とあり、惠安院は、元來古禪苑であつた。ところが中頃甲乙に変更した。このことは、単に甲乙繼承に變つたということではなく、閑鎖的な内向の在り方になつたことも意味していると思われる。このため他を排斥するようなことがあつた。そこで治州の岳公は、旧物即ち十方禪院に復帰した。しかし、そのあとそこにある要素を取り除き、「十方寺」に適合した秀れた住持の着任をみている。甲乙住持繼承法は、律寺院の問題だけなく、禪寺院の問題でもあつたことに注目しなければならない。

甲乙住持繼承法は、既述の如く、別に非合法のものではない。また、凡て負の要素から構成されているものでもない。一方十方住持法も、やはり幾つかの弱点をもち、運営の実際

面では、負の結果を出すことがあつた。

『兩浙金石志』卷十三、「宋城東慈雲院部拏府帖碑」に、

城東慈雲院甲乙伝流住持部拏府帖、行在尚書礼部、拏慈雲院住持僧崇寧状。崇寧本院荒蕪、數僧同住、額係十方常住、素無田產、自崇寧戊午年（宝祐戊午1258）内、恭奉聖旨、指揮行下、使府給帖、充應住持、入院之初、常住心千動用、什物皆為前住僧搬掣一空、崇寧竭力置辦、將周遭欹斜破屋、修葺一新、止有鐘樓輪藏、次第重建稍成倫序。竊見本院柒拾年内、捌易住持、無非毀壞常住、全不以修造為念。今崇寧、非敢固執住持、竊恐復有寅綠之人、前來破壞、委是可惜。近覩小隱竹閣玉泉法雨等處、元係十方去處、後緣脩造僅成次第、深慮他日為十方人廢壞、尚改作徒弟、永充甲乙住持。況崇寧荒蕪小院、欲照此例、乞台判送案行下臨安府、將本院、照小隱等例、改作徒弟、永充甲乙住持。仍給拏付本院。（中略）

右出給告示、付慈雲院住持僧崇寧、仰收執昭応 景定肆年（1263）十月、尚書礼部之印。臨安府、右令給帖付慈雲院印、昭応甲乙伝流住持焚修香火。景定五年（1264）貳月、臨安府印

右は、慈雲院の住持僧崇寧が、十方寺院であつたものを、甲乙住持の寺院に改変することを申請して、許可されたもので

ある。元来十方寺院であるから、崇寧の状告文にもあるように、自身知府から給帖され、住持に充当されたのである。しかし、着任してみると、常住が様々に動用され、什物が前住持に持出され、空になつていた、とある。この寺は、数僧の居る荒蕪の小院で、田産も無かつたと言う。当時の寺院は、

多種の徵税に喘いでいたのであつて、数多の追徵に応じたた

めには、常住の処分も仕方がなかつたのである。従つて必ずしも前住持が、私に搬撃したのではないと思われる。七十年間に八回も住持が易つたとあつて、めまぐるしく住持の交替があつたことが原因となるように言つている、と見る見方もされようが、一人十年間位の在職は、短かいとは言えない。

その間に常住が毀壊したのは、何回も易つたからではなく、十方住持法による選任が正しく行われず、相応しい住持が選ばれなかつたからである。⁽¹⁴⁾ 彼等前任の住持が夤縁の人であつた、と言つているように、官に賄賂を贈つて住持になつた不適格者であつたからである。同じ理由で、近隣の小隱・竹閣・王泉・法雨院なども、元は十方寺であつたが、十方人による廢壞のおそれから、徒弟の居る甲乙住持に永く充てることにしている。況んや私崇寧の荒蕪の小院も、これらの例に照らして、徒弟に改作し、永く甲乙住持に充てていただきたい、と言うのである。南宋末には、十方住持法が賂によつて機能しなくなつており、そのことは、あの真摯な求道者であ

つた筈の十方人による廢壊の心配までが訴えられるようになつたのである。南宋末には、十方住持法が多く賂によつて機能しなくなつており、いわばこの法制が、制度疲労をおこしている実体を反映していると言えよう。

結語

十方寺は、十方僧が聚つて、十方寺となる、眞の求道者である十方僧は、師を求めて行遊し、目的の寺院に掛搭する。このようにして、始めて成立する十方寺院は、到來した雲水を分離でなく受け容れ、食を与え、宿泊の施設を整えなければならない。そして、尚、特に法の探求にも応じ得る態勢になつていなければならぬ。このような状況から、寺院の主座たる住持の資質には、二つの能力が必要である。仏法に対する深い素養は言うまでもないことである。更に寺荘の経営、寺屋の建立、諸施設の整備等、寺院經營の才を併せ持つことが必須の条件となる。

禪宗の隆昌期にあつた宋の社会には、行遊する雲水が溢れるように充满していた。彼等を受け容れる禅寺院と行遊僧とは、正に十方寺と十方僧の関係に他ならなかつた。この両者の緊張関係の中から、如上の資質を持つ住持を、選定し迎請せざるを得ない必然性が生じたと言えよう。これが高雄氏の不明とされた江浙や福建・廣東などの禪刹の駄式である。こ

これから住持の選定方式が生まれたのである。即ち、十方寺をめぐる住持任用方法という意味で、十方住持法と称するのである。

このように十方寺にしたり、これを維持する意図で、住持を採用する方法は、広く諸方から人材を求めることになるので、十方が四方・八方の意味と同じように觀念されてしまうことにもなつたのであらうと思われる。特に官が、仁宗朝の天聖時の制詔の意向を汲んで、適任者を探させ、そこから選んで任用するようになると、これが定型化し、更に知州などが主体的に采配するようになれば、官の措置ということで、当然法制化が一段と深化したと思われる。このようにして、広く人材を求める法制として独り歩きして、十方住持法なし十方住持制の用語が成立してくると、結局、南宋の『慶元条法事類』の条文に見られるように、甲乙住持法に対立する住持継承法という使われ方も、発生してくるようになつたのである。それ故に『慶元条法事類』の中に示される十方住持法と甲乙住持法から、演繹的に、宋代全般の寺院や住持制を考えいくと、この十方住持法が、単なる国家管理の方策としか理解されなくなる。十方住持法制は、主として禪寺院の本来在るべき状態を維持し、求道する真摯な行遊衆僧の求めに、十全に応えるために採られた住持採用法なのである。宋代の禪隆盛と連動する重要なファクターであつたのである。

〔註〕

(1) 『景德伝燈錄』卷二十四に、宋の裕師とあり、五代の潭州延寿寺の慧輪禪師の法嗣とする。

(2) 元祐党籍に入つており、王安石の没後金陵で祭文をつくつてている。

(3) 『中国仏教史論』、「宋代の仏教諸制度」後篇、寺院の住持制度、十方住持制と甲乙住持制。

(4) 総計司は、下に左右計司を置き、全国十道の財賦を分掌する。

(5) 『東坡志林』卷二、「付僧惠誠游吳中代書十二」

(6) 郡將・提將ともいい、宋代に知州が州の兵馬を兼ねて管轄したので、一州の将の別称があつた。ここでは知州を指す。

(7) 吳勢卿、字は安道、号は雨巖、建安（福建省）の人、淳祐元年（1241）の進士、浙西轉運副使で致仕。

(8) 同書下巻「靈隱結夏冬齋捨田記」に、端平元年（1234）、某（祿善珍）記とある。南宋末の人である。

(9) 僧官は、知州・通判が辞令を出すのと、勅令によるも

それが時に制度疲労を起して、機能しなくなつてしているとしたら、禪宗の流れに、何かしらの兆候がみられている筈である。

のの二種ある。州の僧正司である僧官は、住持選舉に當る。

(10) 翁甫、字景山、号浩堂、建寧府崇安（福建省）の人、

宝慶二年（1226）の進士、淳祐二年（1251）知臨安府。

(11) 靖康の初めに安辺禦敵十策を開陳し、南宋高宗の時に死亡。

(12) 李綱に、「建炎時政記」がある。

(13) 『建炎以來繫年要錄』卷百五十三に、免丁錢の額について、律僧は、歳に五千を輸し、禪僧道士は、各二千と

あつて、やはり律僧には重く課せられている。

(14) 劉克莊（1187～1269）の『後村集』卷二十一、「漳州鶴鳴菴記」に、有司が屢々僧を易え、巨室豪右が、その隙に

田を横奪して、菴が壊れているから、諸菴は甲乙で繼承させるようなどといふ申請があつて許可され、漳州地方の諸菴が保全されたとある。南宋末、十方住持法の機能が失われている。

(15) 『藏叟摘藁』下巻、溫陵、祝禪琢撰、「惠安縣（福建省）宣妙院重復田記」に「惠安之東二十里、有宣妙院、：端平丙申（1236）、兩僧交賄于官、爭居之、官厭其爭、以田廩于學、廢其院而墟焉」とあるのもその一例である。魏了翁（1178～1237）は、「鶴山集」卷七十七、「真寶章閣提挙冲佑觀張公墓誌銘」で賂を受ける側について、

〔補註〕

石井修道、「宋代禪宗史の研究」——中国曹洞宗と道元禪
 一、〔資料三〕張商英撰、隨州大洪山靈峰寺十方禪院記、
 書き下し文所掲。記文には、甲乙と十方を止揚した十方
 住持についての記述がある。

拙稿、「南宋時代の寺院と住持制」、東京教育大学東洋史
 論集第七。
 同、宋代寺院の成立基盤——住持と行遊僧——、「立正大學
 東洋史論集」第十五号。